

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱

(平成26年4月1日告示第47号)

改正 平成27年3月31日告示第64号 平成28年3月31日告示第68号
平成29年3月31日告示第41号 平成30年3月30日告示第50号
平成31年3月28日告示第78号 令和元年6月27日告示第21号
令和2年4月1日告示第71号 令和3年3月31日告示第74号

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における地球温暖化の防止対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）に次に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）を各法令等に準拠し設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第2条の2 市が補助する補助対象設備を設置する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムを設置する住宅は次の要件を満たすこと。
 - ア 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 市への実績報告の日までに次の各号のいずれかの設備が設置されていること。
 - (ア) エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電気使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHO NET Lite

e」規格の認証を取得しているものをいう。

- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム
別表 1 に規定する設備の要件に該当するもの。

ウ 次のいずれかに該当すること。

- (7) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅
 - (4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。
- (3) 住宅用太陽光発電システムを除く補助対象設備を設置する住宅は次のいずれかに該当すること。
 - ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅
 - イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
 - ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅
 - エ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有すること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
- (4) 補助対象設備を設置する住宅を第三者が所有する場合（共有者が存在する場合を含む。）は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一世帯を構成する者が千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業に基づく補助を受けていない者
- (6) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、電気事

業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結した者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、状を知って、法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者(補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施する者が負担した設置費のうち別表第2に示すものとし、補助金の額は別表第3のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は、補助対象設備の種類ごとに、一の住宅につき1回に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りでない。

(市内施行業者を利用した場合の補助金の額の特例)

第5条 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合におい

て、太陽光発電システムの設置に係る工事契約を次の各号のいずれかに該当する事業者と締結した者に対する補助金の額は、別表第3の規定する特例の額とする。

- (1) 市内に本店を有する法人であって、市税を滞納していない事業者
 - (2) 市内に支店又は営業所を有する法人であって、本市に法人市民税を納付し、かつ、市税を滞納していない事業者
- (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事に着手する前（第2条の2第2号エに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受ける前）に、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、第6号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 事業計画書（別記第1号の2様式）
 - (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - (4) 補助対象設備の設置予定図面
 - (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
 - (6) 申請者の市税の滞納がないことを明らかにする書類
 - (7) 施行業者の同意書（別記第2号様式）（前条の規定により補助金の額の特例を受ける場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、工事を完了した日から(第2条の2第2号エに該当する住宅を取得する場合には、引き渡しの日から)起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書(別記第7号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、第5号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 事業結果報告書(別記第7号の2様式)
- (2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類及び内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、次に掲げるの書類の写し
 - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
 - イ 補助対象設備を設置する住宅が第2条の2第1号アに該当することを証明する書類
 - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第2条の2第1号イに該当することを証明する書類
- (7) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第2条の2第1項第2号に該当することを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書(別記第8号様式)により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、富里市住宅用省エネ

ルギー設備設置補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金設備処分承認申請書（別記第10号様式）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金設備処分承認（不承認）通知書（別記第11号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第16条 この要綱により補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第17条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(富里市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の廃止)

2 富里市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱(平成23年告示第153号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に廃止前の富里市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第6条の規定による申請をしている補助金については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連係するものであること。 (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。 (3) 太陽電池モジュールが次のいずれかの規格等に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているもの イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの (4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあつては、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普</p>

	及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

別表第2（第4条関係）補助対象経費

設備の種類	設置費の対象範囲
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

別表第3（第4条、第5条関係）補助金の額

設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	単価25,000円/kW 限度額100,000円 特例の額 単価30,000円/kW 限度額120,000円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象経費の額 限度額50,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額 限度額100,000円

備考 太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワット当たりの単価を乗じて得た額とする。ただし、各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付を受けたいので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム
設置場所住所	
補助金交付申請額	円
補助対象設備設置工事 着工予定日	年 月 日
補助対象設備設置工事 完了予定日	年 月 日
補助対象設備を設置する 建物等の種類別 (いずれかに○印) ※太陽光発電システムを設置 する場合は、2及び3は対象 外となります。	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅(建 売住宅等)を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置す る。 (2・3の場合 入居予定 年 月)

補助対象設備を設置する 住宅等の所有者氏名	
--------------------------	--

※申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名及び押印をお願いします。

私は、私の所有する住宅に補助金申請者が富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

補助対象設備が太陽光発電システムの場合該当するものに☑を記入の上 () 内に必要事項を記入	1	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類 () 設置済みの設備の型番 () <input type="checkbox"/> 本補助金申請に係る実績報告の日までに、太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギーマネジメント (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置予定である。 設置予定の設備の種類 () 設置予定の設備の型番 ()
	2	設置済みの太陽光発電設備が <input type="checkbox"/> ある→ある場合には、設置済みの設備の最大出力 () kW <input type="checkbox"/> ない

補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合該当するものに☑を記入	1	太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システムと同時に設置
<p style="text-align: center;">同 意</p> <p>私の市税の納付状況について、市長が確認することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">署 名 _____ 印</p> <p>※同意したときは、下記添付書類のうち、6の提出は必要ありません。</p>		

添付書類

- 1 事業計画書（第1号様式の2）
- 2 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- 4 補助対象設備の設置予定図面
- 5 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（住宅全体、補助対象設備の設置予定場所等）
- 6 申請者が市に納付すべき税の納税証明書（ただし、納付状況の確認について、申請者の同意があるときは、省略することができる。）
- 7 施工業者の同意書（別記第2号様式）（第5条の規定により補助金の額の特例を受ける場合に限る。）
- 8 その他市長が必要と認める書類

備考 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければなりません。

第1号様式の2（第6条関係）

事業計画書

設 備	補助対象経費 (注1)	補助金交付 申請額(注2)	仕 様
太陽光発電 システム	円	円	製造者名 型式名 最大出力 k W
家庭用燃料 電池システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号(発電ユニット) 品名番号(貯湯ユニット) 発電出力 k W
定置用リチウム イオン蓄電シス テム	円	円	登録日(注3) メーカー名(注3) パッケージ型番(注3) 蓄電容量(注3) k W h
合 計	円	円	

注

- 1 設置費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額(設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、更に当該補助金の額を控除した額)を記入すること。
- 2 補助金交付申請額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。
- 3 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

第2号様式（第6条関係）

同 意 書

年 月 日

富里市長 様

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第6条に規定する市内施工業者の対象要件の確認として必要な調査に同意します。

住所又は所在地

名 称

代 表 者 氏 名

⑩

電 話 番 号

第3号様式（第7条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書

指令第 年 月 日 号

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付については、下記のとおり決定したので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---------------------|---|---|
| 1 交付決定額 | 円 | |
| （内訳） 太陽光発電システム | | 円 |
| 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | | 円 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | | 円 |

交付の条件

- 2 （不交付）
（不交付の理由）

第4号様式（第8条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第5号様式（第8条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書

指令第 年 月 日 号

様

富里市長

印

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

承認による交付決定額 円

（内訳） 太陽光発電システム 円

家庭用燃料電池システム（エネファーム） 円

定置用リチウムイオン蓄電システム 円

交付の条件

2 不承認

不承認の理由

第6号様式（第9条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付決定のあった富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金については、下記の理由により取り下げたいので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定額 円
- (内訳) 太陽光発電システム 円
- 家庭用燃料電池システム (エネファーム) 円
- 定置用リチウムイオン蓄電システム 円

2 取下げの理由

第7号様式（第10条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け指令第 号をもって富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日
同意 私の住民登録について、市長が確認することに同意します。 署名 ⑩ ※同意したときは、添付書類のうち、5の提出は必要ありません。	

- イ 補助対象設備を設置する住宅が第2条の2第1号アに該当することを証明する書類（例：検査済証の写し）
- ウ 補助対象設備を設置する住宅が第2条の2第1号イに該当することを証明する書類
- 7 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第2条の2第2号に該当することを証明する書類（例：売電明細又は接続契約のご案内の写し）
- 8 その他市長が必要と認める書類

第7号の2様式（第10条関係）

事業結果報告書

設 備	補助対象経費 (注1)	補助金交付 決定額（内訳） (注2)	仕 様
太陽光発電 システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大出力 k W
家庭用燃料 電池システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号（発電ユニット） 品名番号（貯湯ユニット） 製造番号 発電出力 k W
定置用リチウ ムイオン蓄電 池システム	円	円	登録日（注3） メーカー名（注3） パッケージ型番（注3） 蓄電容量（注3） k W h
合 計	円	円	

注

- 1 設置費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合には、更に当該補助金の額を控除した額）を記入すること。
- 2 補助金交付決定額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。
- 3 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

第8号様式（第11条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書

達第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助対象設備の設置に係る補助金については、下記のとおり確定したので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 円

2 協力の義務

この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければなりません。

第9号様式（第12条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け達第 号をもって確定通知のあった富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金について、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円
2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第10号様式（第13条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金設備処分承認申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け指令第 号をもって富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付決定を受けた設備について、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・移設・その他 ※該当する項目を○で囲んでください。 ※その他の場合は下記に詳細を記載してください。 〔 〕
処分の時期	始期： 年 月 日 終期： 年 月 日
処分の理由	※具体的に記述してください。
処分の条件	※処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。

備考 要綱に定める耐用年数以内に処分をすると、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

第11号様式（第13条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金
設備処分承認（不承認）通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

2 承認の条件（不承認の理由）

3 返還額 円
（財産を処分することにより収入があった場合）

第12号様式（第14条関係）

富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号をもって交付決定した富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消し前の補助金額 円
- 2 取消し後の補助金額 円
- 3 取消しの内容とその理由